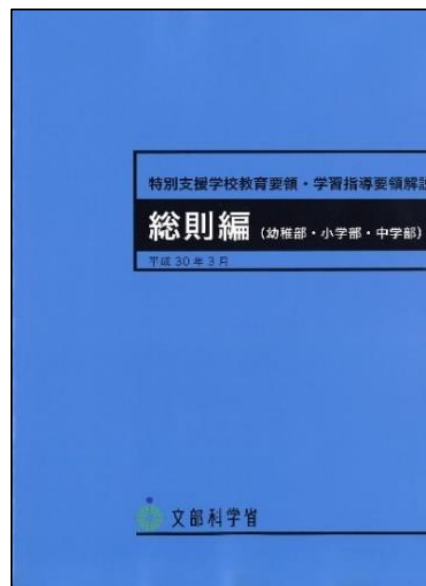
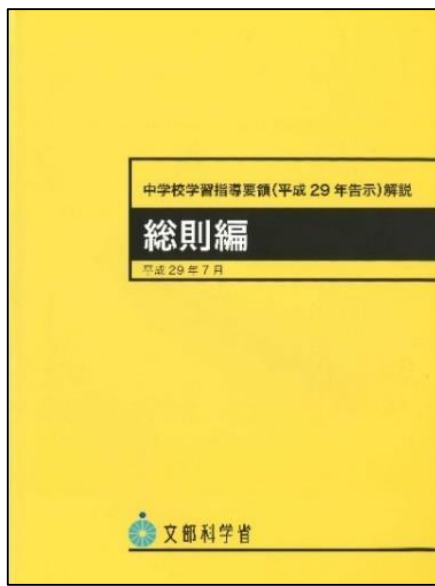
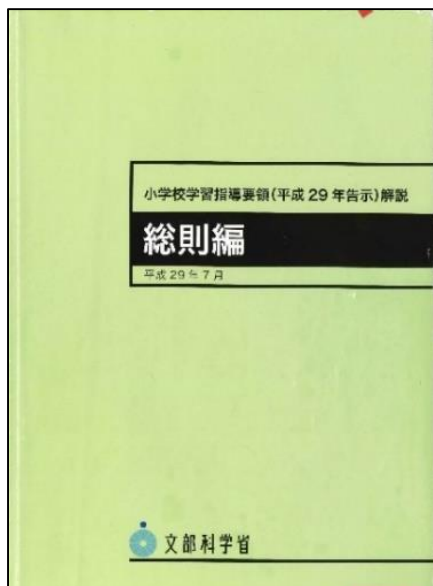


特別支援学級に在籍する児童生徒の 教育課程の編成について①

<特別の教育課程とは>

*資料中「障がい」を「障害」と漢字表記にしている箇所は、引用の法令等の表記に合わせています。





特別支援学校
幼稚部教育要領
小学部・中学部
学習指導要領

解説

「総則編」
「各教科等編」
「自立活動編」

附3.12.9 特別支援学級の教育課程に係る管理職対象説明会

小・中学校等特別支援学級における
教育課程の編成について

島根県教育庁特別支援教育課

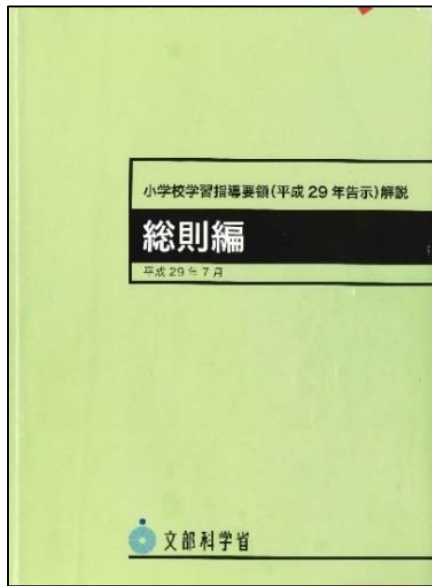
各学校に教育課程説明会資料(令和3年12月実施)があります。管理職、教務主任に確認してみてください。

その他(ホームページ)

島根県教育委員会【特別支援教育課】

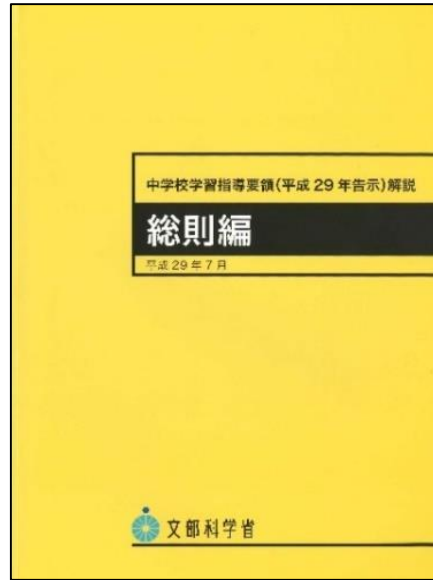
島根県教育センター【特別支援教育のページ】





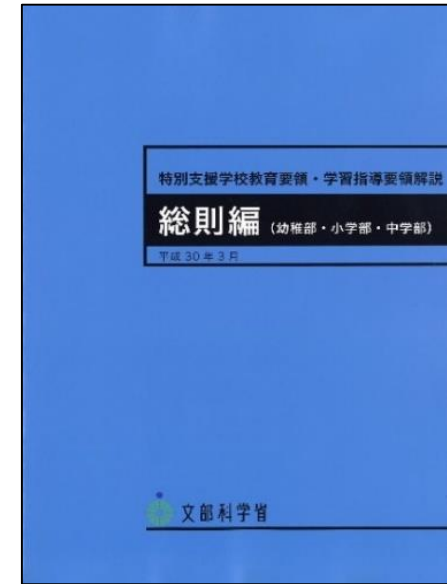
小学校
学習指導要領

小学校CS



中学校
学習指導要領

中学校CS



特別支援学校
学習指導要領

知的障がいである
児童生徒に対する教育
を行う特別支援学校
に適用される規定

特支CS知的

CS=course of study



教育課程とは

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を見童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。

小学校学習指導要領 総則編 P11

全国どこの地域でも一定の水準の教育を受けられるように各学校で教育課程(カリキュラム)を編成するための基準

= **学習指導要領**

教科等の目標や大まかな教育内容を定めている



小・中学校における教育課程の編成・実施の流れ

★教育目標の設定・・・
法令や指導要領
で定められている

★指導内容の組織・・・
法令や指導要領で
教科等と内容が
定められている

★授業時数の配当・・・
標準授業時数以上
となるように学校
で調整

教育課程の編成

具体的な指導計画の作成

(年間指導計画、単元ごとの指導計画など)

教育課程の実施

(指導計画の実施)

学習評価

(指導要録への記載)

カリキュラム・マネジメント



小・中学校における各教科等の授業時数の標準

中学校

小学校

別表第二（第七十三条関係）

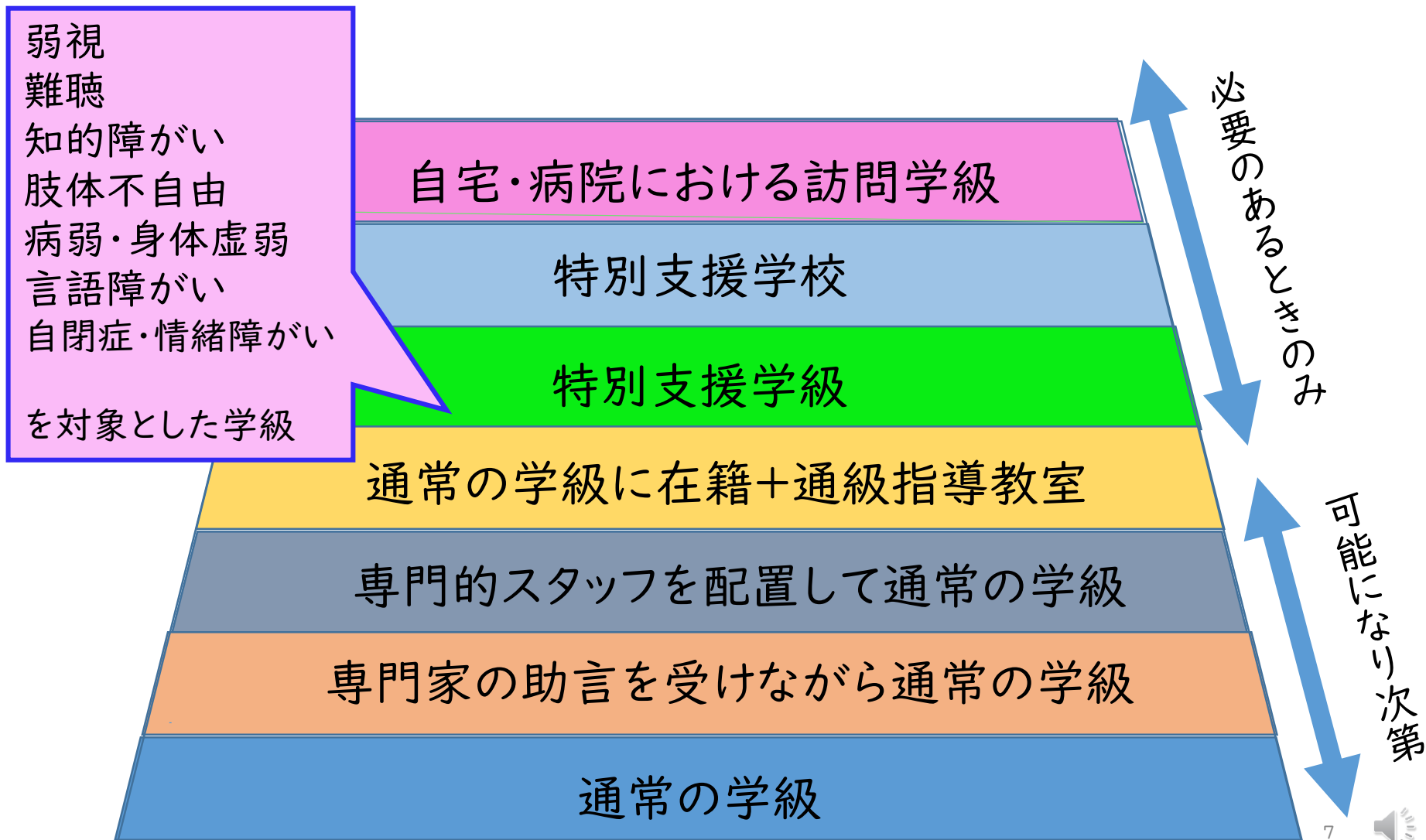
区	分	第1学年	第2学年	第3学年
各教科の 授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
道徳の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015

別表第一（第五十一条関係）

区	分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の 授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会	/	/	70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科	/	/	90	105	105	105
	生活	102	105	/	/	/	/
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭	/	/	/	/	60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	道徳の授業時数		34	35	35	35	35
外国語活動の授業時数		/	/	/	/	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		/	/	70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	945	980	980	980



多様な学びの場の連続性



特別支援学級は、多様な学びの場の一つ

<学校教育法>

第81条2項

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のため、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者
六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

特別支援学級は、障がいがあるために、通常における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のために編成された少人数の学級です。



特別支援学級の教育課程については？

特別支援学級は、小学校、中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校、中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。

小(中)学校学習指導要領解説 総則編 (小)P108 (中)P107

ただし、対象となる児童生徒の障がいの種類や程度等によっては、障がいのない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があります。

その場合は、学校教育法施行規則第138条により

「特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、特別の教育課程によることができる」と規定しています。



特別支援学級の教育課程の編成・実施の流れ

通常の学級

特に必要がある場合は
特別の教育課程に
よることができる

教育課程の編成

具体的な指導計画の作成
(年間指導計画、単元ごとの指導計画など)

(個別の指導計画の作成)

教育課程の実施
(指導計画の実施)

学習評価
(指導要録への記載)

特別支援学級

児童生徒の実態の把握と評価

教育課程の編成

具体的な指導計画の作成
(年間指導計画、単元ごとの指導計画など)

個別の指導計画の作成

教育課程の実施
(指導計画の実施)

学習評価
(指導要録への記載)

特別の教育課程とは？

「小(中)学校学習指導要領 第1章 総則 第4の2の(1)のイ

1 自立活動を取り入れること

2 障がいの程度等を考慮の上、必要に応じて

ア 各教科の目標・内容を、
下学年の教科の目標・内容に替える。

イ 各教科を、知的障がい者である児童
生徒に対する教育を行う特別支援
学校の各教科に替える。

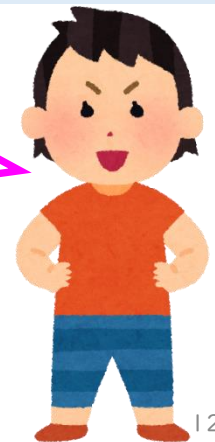
などして
実態に応じた
教育課程を
編成すること



自立活動とは？

- 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている指導
- 個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う。
- 6区分27項目に整理

「自立」とは、
児童生徒が個々の障がいの状態や発達の段階等
に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、
よりよく生きていこうとすること



特別の教育課程 ～自立活動を取り入れる～

基本的には 小学校・中学校の学習指導要領に基づいて編成する

(例) 中1生徒Aさんの場合

当該学年の目標や内容での学習

自立活動	各教科									特別の教科 道徳	総合的な学習の時間	特別活動
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	技術・家庭	保健体育	外国語			

中学校は、当該学年または下学年の内容を指導する場合は、教科の免許を持った担当が指導すること



自立活動とは？



活用してください



特別の教育課程とは？

「小(中)学校学習指導要領 第1章 総則 第4の2の(1)のイ

1 自立活動を取り入れること

2 障がいの程度等を考慮の上、必要に応じて

ア 各教科の目標・内容を、
下学年の教科の目標・内容に替える。

イ 各教科を、知的障がい者である児童
生徒に対する教育を行う特別支援
学校の各教科に替える。

などして
実態に応じた
教育課程を
編成すること



特別の教育課程とは？

Ⅰ 自立活動を取り入れる

ア 各教科の目標や内容を、
下学年の教科の目標や内容に替えることができる

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章第8節
「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にする

イ 各教科を、知的障がい者である児童生徒に対する教育
を行う特別支援学校の各教科に替えることができるなど

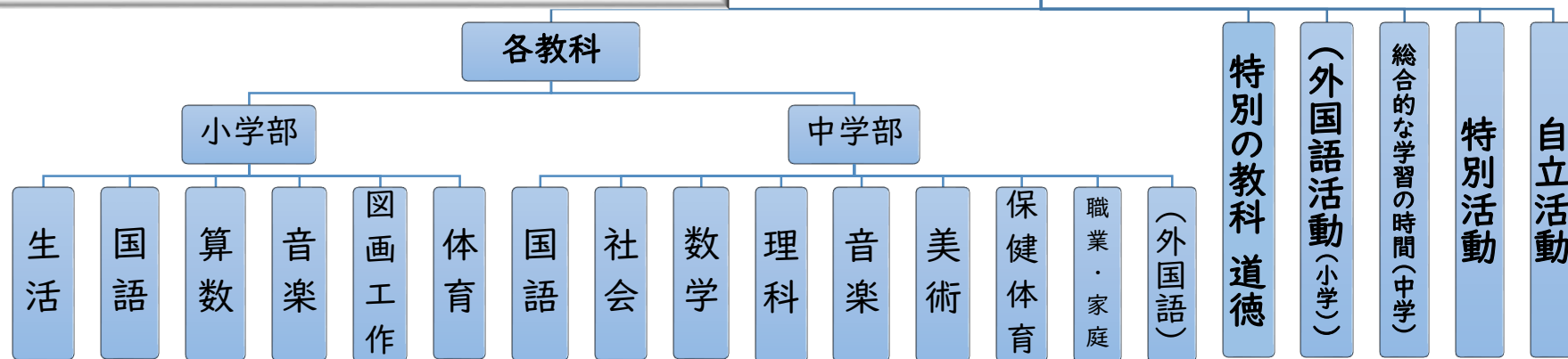
学校教育法施行規則第126条の2を参考にする



知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校の各教科とは？

知的障がい特別支援学校の 教育課程の一覧

教育課程



小学校や中学校の教育課程との違いがありますか？

- ①「～部」と示しています。
- ②小学部「生活科」と、小学校「生活科」は異なる教科です。
- ③中学部の「職業・家庭」と中学校の「技術・家庭」は、異なる教科です。
- ④小学部には、小学校生活科、社会、理科、家庭科、外国語科、総合的な学習の時間はありません。
- ⑤学年別ではなく、段階別に目標と内容が示してあります。
- ⑥各教科等を合わせた指導という指導の形態で授業をすることができます。

詳しくは動画②をご覧ください。



特別の教育課程

～各教科の目標・内容を
下学年の教科の目標・内容に替える～

中学校
例

当該学年の目標や内容での学習

自立活動	各教科									特別の教科 道徳	総合的な学習の時間	特別活動
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	技術・家庭	保健体育	外国語			

下学年の教科の目標・内容に替えることができる

ひとつひとつの
教科ごとに検討します

基本的には 小学校・中学校の
学習指導要領に基づいて編成する



特別の教育課程

～各教科を、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替える～

中学校
例

当該学年の目標や内容での学習

自立活動	各教科									特別の教科 道徳	総合的な学習の時間
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	技術・家庭	保健体育	外国語		

知的障がい特別支援学校の各教科の目標・内容に替えることができる

ひとつひとつの教科ごとに検討します

基本的には 小学校・中学校の学習指導要領に基づいて編成する



実際の教育課程の編成にあたっては…

- ★児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズを丁寧に把握し、それに基づいた検討を行うことが必要
- ★定められた手順に従って行うことが必要

必ず動画③をご覧くださいから、行ってください。



もしも困られたら・・・

校内の先生方や管理職、特別支援教育コーディネーター、教育事務所(担当指導主事・特別支援教育支援専任教員)、教育委員会、特別支援学校、教育センターにご相談ください。

